

新潟市民病院使用料及び手数料の納付に係る指定納付受託者の指定について

新潟市民病院の使用料及び手数料の納付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を指定したので、新潟市民病院財務規程第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 5 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

1. 指定納付受託者の指定を受けた者及び納付受託が可能なクレジットカード（指定納付受託者以外の者が発行したクレジットカードを含む）

指定代理納付者の指定を受けた者	クレジットカードの名称
(1) 第四ディーシーカード株式会社 新潟市中央区東大通 2 丁目 1 番 18 号 だいし海上ビル 代表取締役 永塚 重松	VISAカード、MasterCard、DCカード、NICOS、UFJカード、MUFGカード
(2) 第四ジェーシービーカード株式会社 新潟市中央区東大通 2 丁目 1 番 18 号 取締役社長 永塚 重松	JCBカード、AMERICAN EXPRESS、ダイナースクラブカード

2. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3. 納付が可能な歳入

新潟市民病院の使用料及び手数料を規定する条例、規程その他の例規等で定めるもの
(入院及び外来の診療費)